

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関  
県立学校

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定及び市町村立学校職員の給与に関する条例第40条の3第4号の規定による新潟県教育委員会が別に定めるものを定める規程

**第1条** 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職給与条例」という。）第38条の3第4号及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第40条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人新潟県教職員厚生財団（昭和19年10月15日に大日本教育會新潟縣支部厚生財團という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本教育公務員弘済会（昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人をいう。）、教職員共済生活協同組合、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定により登録を受けた職員団体及び新潟県労働金庫の預金、積立金、貸付返済金、出資金及び共済の共済掛金並びにこれらの団体が取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金
- (2) 職員の福利厚生のための事業を行う団体の経費その他職員相互間の福利又は親睦<sup>ぼく</sup>を図るための費用
- (3) 職員の職務に関する能力の向上に資する事業を行う団体の経費その他職務の遂行に伴い生ずる費用のうち職員が負担すべきもの
- (4) 教育の振興、普及、調査研究等のために設置された団体の経費その他の費用
- (5) 給食に要する費用のうち職員が負担すべきもの

**第2条** 前条各号に掲げるもののほか、一般職給与条例第38条の3第4号及び市町村立学校職員給与条例第40条の3第4号に規定する任命権者が別に定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による知事が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県訓令第6号。以下「知事訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 知事訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、知事訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例第38条の3第4号の規定による新潟県警察本部長が別に定めるものを定める規程（平成28年3月新潟県警察本部訓令第9号。以下「警察本部訓令」という。）の規定の適用を受けていた職員がこの規程の規定の適用を受けることとなった場合 警察本部訓令第1条各号に掲げるもの（前条各号に掲げるものに該当するものを除き、警察本部訓令の規定の適用を受けていたときに控除されていたものに限る。）

**第3条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。